

令和6(2024)年度公募における主な変更点

- ◆ 公募・審査結果通知の早期化
- ◆ 科研費応募資格の変更(特別研究員DCの研さん機会の拡大)
- ◆ 研究活動の国際性の確保について
- ◆ 審査資料の電子化及びカラー化
- ◆ 応募書類の引き戻し機能

公募、審査結果通知の早期化について①

R6公募
から変更

- 科研費では、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、公募・審査などを早期化し、多くの研究種目において前年度2月までに審査結果（採択・不採択の結果及び交付予定金額）通知を行っています。
- 前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになります。なお、前年度に審査結果通知があった場合でも、必要な契約等は従前どおり交付内定通知後からとなります。

今後の主な公募スケジュール（予定）（※1）

<令和6（2024）年度科研費>

| 研究種目名（※2） | 公募開始 | 公募締切 | 審査結果通知（※3） | 交付内定（※4） |
|-----------------------|-----------|-----------|---------------------------------|----------|
| 特別推進研究 | 令和5年4月13日 | 令和5年6月19日 | 令和6年1月上旬 | 令和6年4月上旬 |
| 基盤研究（S） | 令和5年4月13日 | 令和5年6月19日 | 令和6年2月中旬 | 令和6年4月上旬 |
| 学術変革領域研究（A・B） | 令和5年4月13日 | 令和5年6月19日 | 令和6年2月下旬 | 令和6年4月上旬 |
| 学術変革領域研究（A）（公募研究） | 令和5年7月14日 | 令和5年9月19日 | 令和6年2月下旬 | 令和6年4月上旬 |
| 基盤研究（A・B・C）、若手研究、奨励研究 | 令和5年7月14日 | 令和5年9月19日 | 令和6年2月下旬 | 令和6年4月上旬 |
| 挑戦的研究（開拓・萌芽） | 令和5年7月14日 | 令和5年9月19日 | 令和6年6月下旬 【事前の選考】 令和6年2月下旬 | 令和6年6月下旬 |

公募、審査結果通知の早期化について②

<令和6(2024)年度科研費(続き)>

| 研究種目名(※2) | 公募開始 | 公募締切 | 審査結果通知(※3) | 交付内定(※4) |
|-----------|-------------------|-------------------|------------|----------|
| 研究成果公開促進費 | 令和5年 <u>7月14日</u> | 令和5年 <u>9月19日</u> | 令和6年3月下旬 | 令和6年4月上旬 |

<令和5(2023)年度科研費>

| 研究種目名(※2) | 公募開始 | 公募締切 | 審査結果通知(※3) | 交付内定(※4、5) |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 海外連携研究 (旧国際共同研究強化 (B)) | 令和5年 <u>3月1日</u> | 令和5年 <u>5月10日</u> | 令和5年 <u>9月上旬</u> | 令和5年 <u>9月上旬</u> |
| 国際共同研究強化 (旧国際共同研究強化 (A))、帰国発展研究 | 令和5年 <u>7月14日</u> | 令和5年 <u>9月19日</u> | 令和6年 <u>2月下旬</u> | 令和6年 <u>2月下旬</u> |

※1 いずれも新規応募課題についての日程です。

表中の下線部は令和6(2024)年度(海外連携研究及び国際共同研究強化、帰国発展研究は令和5(2023)年度)公募分からの変更点です。

※2 上記以外の研究種目の日程については、各公募要領等を御確認ください。

※3 公募スケジュールの早期化に伴い令和4(2022)年度科研費以降新たに設けた通知です。

新規応募課題の採否について交付内定前又は交付内定と同日に研究代表者に科研費電子申請システムを通じて通知します。

なお、審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合、研究開始の事前の準備は可能となりますが、必要な契約等は従前どおり交付内定後に行ってください。

※4 予算成立の状況等によっては、交付内定時期が変更されることがあります。

※5 帰国発展研究については、「条件付き交付内定」を行います。

令和5(2023)年度から、特別研究員(DC)が科研費の研究種目へ研究分担者として参画することが可能となりました。

また、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)に研究代表者として応募することが可能となりました。

改正のポイント

- 令和5(2023)年度より、特別研究員(DC)について、アカデミアをけん引する若手研究者の飛躍の支援を目的に、**受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関(以下、「受入研究機関」という。)**からのみ、研究分担者として全ての研究種目に参画することが可能となりました。
- 加えて、若手研究者の研究活動の国際化を強力に推奨するため、**「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」の基課題に「特別研究員奨励費」を追加することにより、特別研究員(DC)は受入研究機関から科研費応募資格を付与された場合、本種目に限り、研究代表者として応募が可能**となりました。
- ただし、特別研究員(DC)は博士課程学生として学位取得を目指す立場にあるため、研究分担者としての責任が過大とならないよう、受入研究機関等において十分に留意してください。

科研費の応募資格について

「特別研究員制度の改革について(令和4年4月 日本学術振興会)」の内容や科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会(研究費部会)での議論も踏まえ、以下のとおり応募資格が変更されています。(変更箇所:黄色マーカー部分)

【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注1)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること(注2)

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者など)で、学生身分も有する場合を除く。)

(注1)研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(注2)日本学術振興会特別研究員(DC)については、上記①のア～ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員(DC)に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならない要件に関しては、研究機関において確認してください。

(参考)研究機関が満たさなければならない要件

<要件>

- ・科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

【国際共同研究強化応募資格】

- ① 令和5(2023)年7月1日現在で「基盤研究(海外学術調査を除く)」「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題の研究代表者
- ② 令和5(2023)年4月1日現在で45歳以下の者(昭和52(1977)年4月2日以降に生まれた者)

〈背景〉

我が国の研究力の強化に向けては、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）等の政府方針に基づき、科研費については研究活動の国際化等が求められています。

これらの政府方針や科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における審議を踏まえ、令和4(2022)年度以降、科研費における研究活動等の国際化に向け取組を進めてきました。

研究者の国際的な研究活動を促す観点から、

- ・ **研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合に、必要に応じて研究計画調書に記載できることを明確にしました**※。

※従来から記載は可能であったことを改めて明確化させたものであり、評定要素に変更はありません。

また、更なる研究活動の国際化に向け、学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、以下の内容を令和5(2023)年度の研究者使用ルールに追加しました。

研究成果の積極的な国際発信に努めていただくようお願いします。

【研究成果の国際発信】

研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、国際学術誌への学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議等での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めなければならない。

研究者等のご要望に応じて、一部の研究種目について審査資料の電子化・カラー化を実施します。

内容のポイント

一部の研究種目（対象種目は以下参照）について、電子申請システムを通じて研究計画調書（PDF ファイル）の電子媒体を閲覧し審査を行うこととしました。

これに伴い、モノクロ（グレースケール）印刷して審査委員へ送付することを取り止めるため、色を付した図や文字が使用された研究計画調書がそのまま審査に付されます。

【審査資料の電子化・カラー化の対象となる研究種目】 ※

- ・ 令和6(2024)年度 「特別推進研究」、「基盤研究(S)」
- ・ 令和5(2023)年度 「研究活動スタート支援」、「海外連携研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

(※) 上記以外の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。なお今後、審査状況を踏まえ対象研究種目を拡大していく予定です。

〈引き戻し機能とは〉

- 提出（送信）済みの研究計画調書等（応募書類）について、研究機関において提出（送信）前の状態に戻ることができる機能です。※個人管理の研究種目の場合は、提出した研究者本人による引き戻しが可能です。

ポイント 日本学術振興会が定めた研究計画調書等の提出（送信）期限（以下「学振受付期限」という。）より前であれば、日本学術振興会への提出（送信）後に研究機関担当者により研究計画調書等（応募書類）を引き戻し、必要に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。

- 提出後であっても、応募期間内かつ研究機関のスケジュールの範囲内で、誤植の修正や追加で獲得した研究業績等を研究計画調書等（応募書類）に反映いただくことが可能に。

ご注意ください

- ※ 引き戻しは、研究機関において操作することが可能で、操作により即引き戻すことができます。ただし、学振受付期限当日は引き戻しを行わないようにしてください。（アクセス集中によるシステム遅延により、期限までに再提出が完了できず、受付期限を過ぎるリスクがあるため）
- ※ 引き戻し後、再提出する場合は、学振受付期限までに送信し、科研費電子申請システム上の応募状況が「学振受付中」となっていることを必ず確認してください。引き戻しを行った場合、一度提出した課題であっても、最終的に「学振受付中」となるまで日本学術振興会に提出されたことにはなりませんので、十分に留意してください。
- ※ 学振受付期限後の引き戻しや再提出は受け付けません。